#### 十日町市道路等境界確認事務取扱基準

(趣旨)

- 第1条 この基準は、道路法(昭和27年法律第180号)その他関係法令の規定により、十日町市が所管する市道、県道、国道及び道路に準じる土地(以下「道路」という。)及び十日町市公共物管理に関する条例(平成17年4月1日条例第251号)に定める建設部所管公共用財産(以下「法定外公共物」という。また、道路と法定外公共物を合わせて「道路等」という。)に係る境界確認に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 境界立会は、それぞれの所有権及び管理の及ぶ範囲を確認するために行う。

(適用範囲)

第2条 この基準は十日町市建設部建設課が所管する土地について適用する。ただし、市長が認めるときは、他課等が所管する土地についても準用する。

(定義)

- 第3条 この基準における用語の定義は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 「申請地」とは、道路等との境界を確認する筆をいう。ただし、道路改良等により無地番の道路等を申請地とする場合は隣接する地番の地先等を表示すること。
  - (2) 「確認地」とは、申請地との境界を確認する道路等をいう。
  - (3) 「境界確認」とは、申請地と確認地の境界について、市長と確認地に隣接する土地所有者が双方の合意に基づき、書類への署名押印をもって所有権が及ぶ範囲の境界を確認することをいう。
  - (4) 「隣接地」とは、申請地に接する(以下「点で接する場合」も含む)土地をいう。
  - (5) 「対向地」とは、申請地面と隣接地面の外角の二等分線を引いた対岸に存在する土地をいう。ただし、所管する部署の違う法定外公共物が隣接している場合は、申請地に接していない方の法定外公共物をもう一方の法定外公共物の対向地として扱って差し支えない。
  - (6) 「境界立会確認書等」とは、申請地及び隣接地について当該申請に伴って実測した 寸法及び境界を示す構造物等を記した図面に、申請者、測量者、隣接地の地権者及び十 日町市長が押印した書面をいう。または、法務局へ提出する境界立会証明書をいう。
  - (7) 「地権者」とは、登記簿上現に所有権を有するもの又は実際に土地を管理する者をいう。(土地登記名義人が死亡している場合は、当該土地名義人の相続人とする。ただし、相続人が複数人いる場合はその代表者1名の押印でも可能とする。)

(申請者)

- 第4条 境界確認の申請者(以下「申請者」という。)は、申請地の地権者とする。
- 2 境界確認に関する業務を土地家屋調査士等に委任する場合は、その者の「住所」「氏名」 及び「連絡先」を報告すること。

(境界確認の申請)

- 第5条 市有地と申請者が所有(管理)する土地との境界確認を求める場合は、境界立会申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を1部提出すること。
- 2 申請書には次に掲げる書類を添付すること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
  - (1) 位置図(縮尺 1/2500 程度)
  - (2) 公図・登記事項要約書の写し(申請地及び申請地に隣接する全筆、発行から申請まで3か月以内のもの)、又はこれに代わるもの
  - (3) 実測平面図 (縮尺 1/500 程度)、又はこれに代わるもの
    - ①申請地及び確認する道路等の幅員について、実測寸法を記載すること
    - ②地積測量図や確定図寸法があるものについては、実測寸法に併記すること
    - ③確認する市道名や法定外公共物の種類(赤道・水路等)を記載すること
    - ④近隣に参考となる土地境界図がある場合は、その境界点を図示すること
    - ⑤所在、地番、縮尺、方位、辺長若しくは座標値、実測年月日、作成者の氏名を記入し 押印すること
    - ⑥申請者が主張する境界線を朱書きで表示し、根拠を付記すること
    - ⑦公簿面積及び実測面積を記載すること
  - (4) 申請地及び隣接地に関して法務局に備え付けられている地積測量図、又はこれに代わるもの
  - (5) その他、境界確定の根拠となる資料(過去の立会記録、土地区画整理確定図等)
- 3 申請書の提出は、境界立会を求める日の 15 日前までに提出するものとする。ただし、 市長が認める場合はこの限りでない。
- 4 申請書への申請者及び代理人の押印は不要とする。

(隣接者等への説明等)

- 第6条 申請者は、境界確認の申請に当たり、事前に隣接地所有者に対し境界確認のための 現地立会を依頼する主旨を説明し、「境界確認の立会をすること」「十日町市職員が境界確 認のため、隣接地へ立ち入ること」「民民境界の場所」について承諾を得ること。
- 2 隣接する法定外公共物について、事前にその所管する課を確認し、道路管理者以外が所 管する箇所に関しては別途、境界確認の申請を行うこと。

(現地確認)

- 第7条 市長は、申請地において境界立会調査員を代理とし、道路等との境界を確認することができる。
- 2 実測の結果が下記の各号による境界と相違がなく、構造物がある等境界の復元が容易である場合で、市長または境界立会調査員が不要と判断するときは、現地立会を省略することができる。
  - (1) 過去の当該申請地または隣接地で立ち合い記録がある。

- (2) 当該申請地と道路等の境界すべてに座標が備えられている
- (3) その他市長が現場の状況により立会を省略することに支障がないと判断する場合 (境界立会復命書の作成等)
- 第8条 境界立会調査員は、現地立会実施後または写真等により現地立会を省略した場合、速やかに境界立会復命書(様式第2号)を作成し、決裁後は速やかに申請者に連絡するものとする。

(境界立会確認書等への押印)

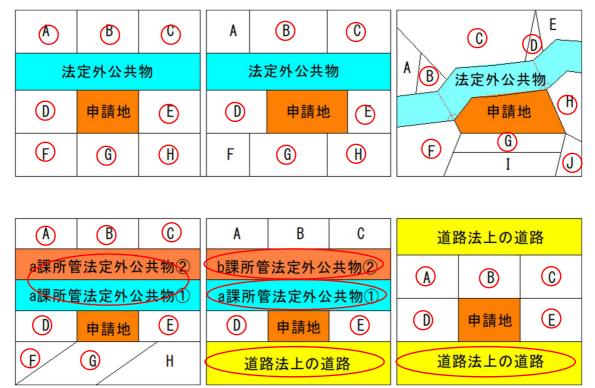
- 第9条 申請者は市からの連絡を受け、全ての関係者の境界立会確認書等への押印後に、 市長に押印を申し出るものとする。但し、国県の立会印は省略できるものとする。 (境界確認の不調)
- 第10条 次の各号に掲げる場合は、境界確認が不調であるとして処理する。
  - (1) 追加資料の提出を請求後3か月を経過しても提出がなかった場合
  - (2) 申請書の提出がなされてから5か月を経過しても現地立会が実施されなかった場合 (3)申請書受理後、申請者の要件を欠くこととなった場合
- 2 市長は当該申請が不調となった場合は、申請者又は代理人へその旨を通知する。
- 3 境界確認が不調になった場合の申請書等は返却しない。

附則

- 1 この基準は令和4年4月1日から施行する。ただしこの基準の施行から1年を経過するまでは従前の様式による確認の申請も本基準に則り処理することができる。
- 2 この基準の施行前に提出された申請書の取扱いについては、従前の例による。

### 別図「押印が必要な対向地の例」第3条関係

(○で囲ってある場所が押印の必要な範囲である。なお、申請地の図下側に接する土地がある場合も押印が必要となる。)



※例示する以外のパターンはその都度関係者が協議するものとする。

# 境界立会申請書

年 月 日

十日町市長 様

申住所請氏名者電話

代 住所 理 氏名 電話

申請	場所	十日町市	十日町市 地先					
		□道路	□道路 □法定外公共物(赤道・水路) □その他公共用地					
区分/	路線名等	【敗總夕	【路線名等】市道線					
		<b>▼ □</b> □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	▼					
民 地	の地目	(公簿)	(公簿) (現況)					
		口老問						
立会調	査の理由		□売買 □分筆地積更正 □建築確認 □境界紛争					
		□用途層	□用途廃止 □道路改良 □その他( )					
申請人	の主張							
立会希	望の日時		年 月 日( 時 分)					
		□都市計	□都市計画課 □財政課 □上下水道課					
その他庁内申請先			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
			□その他 ( 課・室)					
【添付書類】位置図 公図 登記事項要約書 実測平面図 地積測量図								
【10011 目29			开"尽及小7目	XIXI I III E		1里四		
課長	補佐	係長	係員			受付	寸 印	
				立会調査し	て			
				よいでしょ	こうか。			
調査上の指示								

### 様式第2号

課長	課長補佐	監理係長	監理係員	用地係長	用地係員
課長	課長補佐	係長	係員	係員	係員

## 境界立会復命書

十日町市長 様

境界立会調査員(職氏名)境界立会調査員(職氏名)

下記の境界立会を行いました。その概要は次のとおりです。

所 在 地	種別	備考

- 1 境界確定を求める表示
- 2 申請者氏名又は名称
- 3 立会日

年 月 日 (証明書発行 月 日・不要)

- 4 概況
  - (1) 立会理由
  - (2) 立会内容

筆界延長

幅員(官民界)

公図幅員

現況幅員

② 公図幅員 現況幅員

(3) 所見